

2 防火対象物に係る表示制度とは？

～消防機関が交付する表示マークで、利用者にホテルなどの防火対策の情報を提供



ホテルや旅館などが、一定の基準にきちんと適合する防火安全対策をしているかどうかは、利用者の安全・安心にかかわってきます。

平成24年5月、死者7人を出した広島県福山市でホテル火災がありました。その建物は、「既存不適格（※）」と判定されていた建物でした。また、建物の階段の一部を撤去した事などにより、違法建築物となっていました。さらに、消防設備の点検結果も長い間報告されておらず、火災の避難訓練も実施されていませんでした。

※既存不適格：建築時は一定の防火安全基準に適合していても、その後の法改正などにより新しい基準に適合しなくなっている建物など。増改築などの際には新しい基準に適合されることが求められる。

この火災をきっかけに、ホテル・旅館などが消防法や建築基準法などの防火安全基準に適合しているかどうかの情報を利用者に提供する仕組みとして、「防火対象物に係る表示制度」が新たにスタートしました。平成26年4月1日からホテル・旅館など事業者からの交付申請の受付を開始し、基準に適合したと認められてその旨を示す新しいマークの交付を受けた事業者は、マークを8月1日から表示できるようになりました。

防火対象物に係る表示制度は、ホテル・旅館などからの申請を受けて、消防機関が審査を行い、消防法令や建築基準法による重要な建築構造などの基準に適合している建物に対して「表示マーク」を交付する制度です。この制度の目的は、表示マークによって、ホテルや旅館の防火安全対策に関する情報を利用者に提供し、利用者が安全な宿泊先を選べるようにすることです。また、そうした利用者の選択を通じて、ホテルや旅館などにおける防火安全体制の確立を促すねらいもあります。



新しい「表示制度」では、事業者からの申請書と添付書類にもとづき、建物が表示基準に適合しているか、消防機関が下の点検項目について審査します。審査は書面審査を基本としていますが、必要に応じて現地確認を行います。

点 検 項 目	
防 火 管 理 等	防火対象物の点検及び報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出
	防火管理に係る消防計画
	統括防火管理者等の届出
	防火・避難施設等
	防災対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	火気使用設備・器具
防 火 管 理	少量危険物・指定可燃物
	防災管理対象物の点検及び報告
	防災管理者等の届出
	防災管理に係る消防計画
設 消 備 火 等 用	消防用設備及び特殊消防用設備等の設置及び維持等
	消防用設備等の点検報告
	危険物施設等
構 建 造 築 物	定期調査報告
	建築構造物等(建築構造・防火区画・階段)
	避難施設等

「表示制度」における点検項目

表示マークの交付対象となる建物は、3階建て以上で、収容人数30人以上のホテルや旅館などで、消防機関による審査の結果、表示基準に適合していると認められた建物です。

表示マークには、「銀」と「金」の2種類があり、表示基準に適合した場合、最初は「表示マーク（銀）」（有効期限1年間）が交付されます。表示マークの交付を受け、3年間継続して基準に適合していると認められた場合には「表示マーク（金）」（有効期間3年間）が交付されます。

